



# 教えてBUN先生

マニアック  
編 vol.8

第8回  
電子マニフェスト



LISA

へんてこ条文ってことでいくつか見てきたけど、割と古い条文ばっかりだったわよね。最近できるのは、わかりやすくなってるんでしょうね？



BUN

じゃ、今日は出来立ての条文を見てもらおうかな。



(電子情報処理組織の使用) (平成29年新設)

第十二条の五

第十二条の三第一項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第十三条の二第一項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。



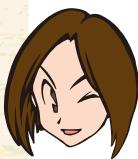
LISA

これもまたえらく長くて、同じような文言が何回も何回も登場する難解な条文ね。何について規定した条文なの？



BUN

電子マニフェストって知ってるかな。



LISA

それ位は知ってるわ。産業廃棄物の処理を委託する時に必要なマニフェストを、ネットを使ってやりとりする制度でしょ。環境省も推奨している仕組みよね。



BUN

この条文は、「多量排出事業者は電子マニフェストを使わなければなりません」って言う条文なんだ。



LISA

え～、BUNさんがたった一行で言えることが、18行、つまり18倍もの文字数を使わないと表現できないってこと。へんなの。



BUN

こんなに長くなる一番の原因是、廃棄物処理法では「電子マニフェスト」って文言を定義していないんだ。だから、こんなに長くなるんだよ。



LISA

でもさあ、ホントにそれだけのことなの？いつものように、分解して解説してみてよ。



BUN

じゃ、とりあえず、いつものように括弧書きの部分をA B Cで置き換えてみようか。もう慣れたと思うので、原文と見比べてね。

第十二条の三第一項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（A）を生ずる事業場を設置している事業者として環境省令で定めるもの（B）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（C（D）を除く。）には、運搬受託者及び処分受託者（E）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録しなければならない。この場合において、当該電子情報処理組織使用義務者は、運搬受託者及び処分受託者から報告することを求め、かつ、情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、当該運搬受託者又は処分受託者に対し管理票を交付することを要しない。



文字数としては半分になったわね。まだまだ、わからない点は多いけど。



BUN

となるね。

とりあえず、ここまで置き換えたA～Dを確認してみよう。それだけで、結構わかってくることもあるから。

A＝「第十二条の三第一項に規定する事業者であつて、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物」＝「その運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要があるものとして環境省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。」となるね。



BUN



LISA

あっ、この最初の「第十二条の三第一項に規定する事業者」って言うのは、何回か前にも登場したわ。たしか、廃棄物処理法では単に「事業者」と書くと「生産者」も含んじやうから「排出者」って言う意味での「事業者」ってことだったわね。加えて、中間処理残渣が出る時は中間処理業者も「事業者」に含むって意味でしたね。



BUN

そのとおり。リサちゃんが今説明したことは、第12条第5項の委託基準で説明した「文言」だったけど、第十二条の三第一項でも同じ文言で登場し、ここでは「マニフェストを交付しなければならない人物」という規定なんだ。

つまり、このAで置き換えた部分の意味は、この条文の主語を規定している訳で、とりあえずこの時点では「Aという人物は環境省令で定める人達ですよ」ってことにしておこう。



LISA

ん~、不満は残るけどAの説明が次の文章と省令に任されている訳だから、しょうがないか。じゃ、後でもう一度読み直すことにして、次に進むね。B=「事業者として環境省令で定めるもの」=「以下この条において「電子情報処理組織使用義務者」という。」あっ、ちょっと分かり易くなってきた。



BUN

ここで初めて「電子情報処理組織使用義務者」って文言が出てきたね。ここで、ちょっと厳密性は犠牲にして「電子情報処理組織」という趣旨を「電子マニフェスト」と置き換えてみよう。すると「電子情報処理組織使用義務者」というのは、「電子マニフェストを使わなければいけない人」となる。

実は、ここが平成29年法律改正の一つのポイントもあるんだ。

注意しなければいけない似た文言に「電子情報処理組織使用事業者」というのがある。日本語としては、「電子情報処理組織使用事業者」と言うと、「電子マニフェストを使っている人」という意味になるけど、この「電子情報処理組織使用事業者」を定義した条文で「電子情報処理組織使用義務者を除く。」と規定しているんだ。(第12条の5第2項)だから、「使用義務者」は「必ず電子マニフェストを使わなければならない人」ということで、「使用事業者」は「電子マニフェストを使っているけど、法律上は義務ではない人」っていうことになる。別の言い方をすれば、「紙マニフェストを使ってもいい人」ってことだね。



この部分だけでも、混乱して来ちゃうね。



BUN

とりあえず、進めよう。次の括弧のCをみてみようか。



LISA

C=「他人に委託する場合」=「第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合及び電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して第十三条の二第一項に規定する情報処理センター(D)に登録することが困難な場合として環境省令で定める場合を除く。」となるけど、小括弧のDから解決しちゃいましょ。

D=「以下この条において単に「情報処理センター」という。」



BUN

「情報処理センター」というのは、実は別の条文である法律第2条第6項で「電子情報処理組織」の定義のところで登場している文言なんだけど、まあ、「電子マニフェストをコントロールしている組織」ってことだね。現実的には、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターがこの業務をやっているよ。

よって、Cを簡単に言うと、「電子マニフェストが使えない時は」となるね。その「使えない時」を省令で決めておきますってこと。



LISA

すると、そういう電子マニフェストを使えないという例外的なケースを除いて、「他人に委託する場合」は、ってことになる訳ね。じゃ、次。E=運搬受託者及び処分受託者=「その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。」



BUN

これは排出者がいくら電子マニフェストを使おうとしても、受け手の運搬受託者及び処分受託者が電子マニフェストを使えないんじゃお話しにならないので、つけてる文章だね。



ふ~、括弧の中の解釈は終了。では、再度、条文を説明してみて。



BUN

では、例外的な状況は後付で追加することにして、簡略、意訳をすると法律第12条の5第1項は次のようになるかな。

「省令で規定する多量産業廃棄物排出事業者は、電子マニフェストを使用しなければならない。電子マニフェストを使用したときは紙マニフェストは使わなくてよい。」



うん、これなら判る。じゃ、折角だから、「省令で定める」も解説して。



BUN

省令まで条文を紹介したのでは、リサちゃんはますます他力本願になってしまって、「主旨」だけ教えるね。後で必ず原文を確認しておくように。

まず、さっきは仮置きした主語「A」。

電子マニフェストを必ず使わなければならない「使用義務者」は、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者としている。



LISA

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者って、たしか、1年間に特別管理産業廃棄物を50トン以上排出している事業者だったわね。



BUN

次に本来は電子マニフェストの使用義務者なんだけど、例外的にその義務を免除されている人の省令。

これは離島なんかで、インターネットが使えないかったり、働いている人達が全員65歳以上だったり、受け手側の処理業者に電子マニフェストを使用できる業者がいなかつたりした時はしょうがないね、と規定している。



LISA

天変地異、災害でインターネットが使えない、とかならわかるけど、「従事者が全て65歳以上」ってなに? どんな主旨なの?



BUN

これはどうも他の法律との横並びの規定らしい。医者にかかったときの請求書、レセプトって言うらしいんだけど、これが数年前に電子レセプトに義務化されたらしいんだけど、僻地の診療所なんかだと高齢のお医者さんしかいなくて電子じゃできないってクレームが来てこういう規定が出来たらしい。特別管理産業廃棄物を年間50トンも排出する事業所で、従事者が全員65歳以上なんて、まずは存在しないだろうけど、そういう主旨らしいよ。



LISA

なんか、世の中の、そして今までのしがらみがあって、こんな条文になつたんでしょうけど、第2条で既に「電子情報処理組織」を定義しているんだつたら、一緒に「電子マニフェスト」って文言も定義して欲しいわ。電子マニフェストって言葉を使えるだけでも、もっとすっきりした、こんなにへんてこな条文にしなくて済んだんじゃないかなって思うわ。



BUN

まっ、そんな訳で、最近も廃棄物処理法では、「へんてこ」条文は生まれていますよって紹介でした。



LISA

今日も新しい制度を勉強できたから、よしとしてあげましょ。次回はどんな「へんてこ」条文が出てくるか、ちょっとだけ楽しみになってきたわ。

